

令和3年

熊野町農業委員会

議事録

第2回

熊野町農業委員会

令和3年第2回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和3年2月22日(月) 午前10時

2. 開催場所 役場3階 302・303会議室

3. 出席委員(9人)

|         |     |        |
|---------|-----|--------|
| 委員      | 1番  | 庄賀 深雪  |
| 委員      | 2番  | 福垣内 信行 |
| 委員      | 3番  | 菅尾 寛治  |
| 委員      | 5番  | 立花 宏保  |
| 委員      | 6番  | 木原 哲男  |
| 委員      | 7番  | 橋川 勝則  |
| 委員      | 8番  | 空田 忠   |
| 会長職務代理者 | 9番  | 原 恭博   |
| 会長      | 10番 | 中村 家隆  |

4. 欠席委員(1人) 委員 4番 井尻 隆雄

5. 農地利用最適化推進委員

|    |       |
|----|-------|
| 委員 | 世良 次生 |
| 委員 | 世良 正喜 |

6. 議事録署名委員(2人)

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 委員 | 7番 | 橋川 勝則 |
| 委員 | 8番 | 空田 忠  |

7. 農業委員会事務局職員

|      |        |
|------|--------|
| 事務局長 | 堀野 准   |
| 主査   | 諏訪本 壮太 |

## 会議の概要

|     |  |
|-----|--|
| 議長  | <p>ただいまの出席委員は9名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和3年第2回熊野町農業委員会を開会します。</p> <p>はじめに、会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。</p> <p>7番 橋川委員、8番 空田委員を指名します。</p> <p>それでは、議事日程に従って審議に入ります。</p> <p>事務局より、議案の朗読をさせます。</p>  |
| 事務局 | (議事日程 朗読)  |
| 議長  | <p>それでは、これより審議に入ります。</p> <p>日程第1、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」と日程第2、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、隣接地で関連する内容となっておりますので、一括議題としたいと思いますが、異議はありませんか。</p>  |
| 議場  | (全員：質問なし)  |
| 議長  | <p>異議が無いようですので、日程第1、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」と日程第2、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」は一括議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>   |
| 事務局 | <p>それでは、議案第2号及び3号について、提案理由をご説明いたします。</p> <p>申請地は、出来庭地区の〇〇〇〇〇付近から進められている県道の拡幅工事の延長線上にあたり、県道瀬野呉線の沿線ぞいで、目印になるものとしては、役場から熊野高校方面へ向かっていきますと、〇〇〇〇〇側へ右折する道路がありますが、その右折する手前にある田3筆となります。</p> <p>当該地は、県道改良工事の施工に必要な仮設事務所を設置することに協力されるため、農地へ土砂を入れ、周辺地と高さを揃えるための工事を実施され、一時的に農地ではなくなりますが、工事終了後は、再び、耕作されたいとのことで、一時転用の案件となっております。</p> <p>これまでは、田として耕作されていましたが、今後は、土地の形状が田に適さなくなるとのご判断から、畑として耕作されるとのことです。</p> |

|        |   |
|--------|---|
|        | <p>この申請に必要な書面は具備されており、適法な申請であると認められるものと思われます。</p> <p>事務局からの説明は、以上でございます。</p>  |
| 議長     | <p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。</p> <p>世良次生委員、お願いします。</p>   |
| 世良次夫委員 | <p>場所は、先ほど事務局が説明した通りで、呉地の新しい県道の付近の農地です。</p> <p>現在、工事が行われている県道の工事の事務所設置のため、一時的に農地ではなくなりますが、工事後は、田が道路よりも低い位置となり、耕作することが困難となるため、県道と同じ高さまで最大で2.5mほど盛り土を行い、耕作しやすい高さにするということでした。</p> <p>工事完成後は、田としては耕作することは難しいため、畑として利用されることを計画されています。</p> <p>県道工事後の土地については、県道に提供された残地であるため、やや小さい土地となりますが、道路にも面し、隣接地には500mmのU字溝が設置されるようになっており、水の確保もできているため、畑として耕作していく上では、非常に立地が良い場所だと思います。</p> <p>申請内容からも、特に問題ないと思います。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長     | <p>ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。</p>   |
| 原委員    | <p>道路と面一にするということですね。隣接地は、工事しないのでしょうか。</p>   |
| 事務局    | <p>事務局では、特に確認しておりません。</p>   |
| 議場     | <p>(その他多数の者から発言あり。)</p>   |
| 議長     | <p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>日程第1、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。</p>  |
| 議場     | <p>(異議なし)</p>   |
| 議長     | <p>異議なしと認めます。</p>   |

|             |  |
|-------------|--|
|             | <p>よって、日程第1、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。</p>  |
| 議長          | <p>続いて、日程第2、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。</p>  |
| 議場          | <p>(異議なし)</p>  |
| 議長          | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第2、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>続いて、日程第3、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。</p>   |
| 事務局         | <p>議案第4号について、提案理由をご説明いたします。</p> <p>申請地は、萩原地区にある〇〇〇〇〇から山側方面、方位でいうと東側方面へ向かった山すそにあたります。</p> <p>ちょうど湖翠苑園団地と土岐の城団地に挟まれた地域となる田1筆でございます。</p> <p>転用目的としましては、譲り受け人が建設現場で発生したアスファルト殻などを一時仮置きしたり、必要な砕石や再生土をストックする等の目的のため、転用する案件となっております。</p> <p>申請書に添付されている資金計画、被害防除計画書に問題はなく、また、転用行為の妨げとなる権利を有する者は他におりませんでした。</p> <p>周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 議長          | <p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。</p> <p>世良 正喜委員、お願いします。</p>   |
| 世良 正喜<br>委員 | <p>2月19日(金)の夕方に事務局と現地を確認してきました。</p> <p>場所は、図面にあるとおり、萩原の庄賀地の土岐の城団地と湖翠苑団地農地の中間くらいに位置した山際です。</p> <p>申請地は、すぐ近くまで山が迫っており、一帯は、随分前に耕作放棄された田んぼが連なっているような状態でした。</p>   |

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>申請地のすぐ上流側は、砂防堰堤を設置するための工事が実施されており、下流側の田んぼ2枚は、庄賀委員さんが中心になって鳥獣被害防止対策に取り組んでいるモデルほ場が設置されています。</p> <p>さらに上流側には、2つほどため池がありましたが、平成30年豪雨災害で被災する等により、いずれも廃池の手続きが取られているとのことでした。下流側に広がる田んぼやモデルほ場等は、他からの水源が確保されているため、この場所が資材置場として活用されることになったとしても水に関して影響は無いものと思われます。</p> <p>また、現場では相当量のカヤが茂っておりましたが、丁寧に草刈りがされておりました。</p> <p>また、入口側は、コンクリートの水路があり、昔ながらの棚田ですが、石垣がしっかりしており、周囲に迷惑をかけるようなことは無いと思いました。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長  | ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。  |
| 議場  | (全員：質問なし)   |
| 議長  | <p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>日程第3 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。</p>  |
| 議場  | (異議なし)  |
| 議長  | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第3、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>続いて、日程第4、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」事務局から報告をお願いします。</p>  |
| 事務局 | <p>報告第2号について、ご報告いたします。</p> <p>本件につきましては、この1ヶ月間に届出を受理したものを報告として上げさせて頂いたもので、この度は、5条の規定による届出が3件ありましたことを、ここにご報告します。</p> <p>以上でございます。</p>  |

|     |   |
|-----|---|
| 議長  | ありがとうございました。<br>以上で本日の日程はすべて終了しました。<br>ここで事務局から連絡事項があります。                                       |
| 事務局 | (事務局から連絡事項)   |
| 議長  | 次回の農業委員会は3月22日(月)午前9時から開催予定です。<br>議案については3月8日以降に事務局から送付予定です。<br>以上をもちまして、令和3年第2回熊野町農業委員会を閉会します。 |